



2022年5月11日

各位

会社名	EIZO 株式会社
代表者名	代表取締役社長 実盛 祥隆 (コード番号 6737 東証プライム市場)
問合せ先	執行役員総務部長 比良 浄敬
電話番号	076 (275) 4121

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を2022年6月22日開催予定の第55回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記のとおり、お知らせします。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件とします。なお、2016年6月23日開催の第49回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役を除く取締役の固定報酬と業績連動報酬を合わせた報酬等の額は年額350百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認をいただいております。本株主総会では本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠の範囲内にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年20,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分及びその対価となる現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制

限付株式割当契約が締結されることを条件とします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、業績連動報酬につきましては、2015年6月19日開催の第48回定時株主総会において、事業年度毎の連結営業利益の2%以内（上限は200百万円）とご承認をいただいておりますが、本制度の導入に伴い、譲渡制限付株式にて付与する金銭債権総額の上限50百万円を控除した150百万円を新たな上限とすることとします。

以 上